

令和5年度「トライアルショップ in はちまん」出店要項

【趣旨】

近江八幡商工会議所（以下、会議所という）主催の「トライアルショップ in はちまん」は、白雲館ギャラリーを活用し、将来の新規開業を目指すものに対し、本格的な開業の前に一定期間試験的な店舗経営の場を提供する事業である。

創業希望者に対し実践の機会を提供し、よりリアルな店舗経営を経験し、経営のノウハウを学ぶことで、創業後も継続してにぎわいを創出し、地域の活性化に寄与する事業者の育成を目的として行う。

【対象】

以下の要件を全て満たす方とします

- 18歳以上で、近江八幡もしくはその周辺で創業する意欲のある個人。
または、現在の業種・事業の転換を図ろうと考えている個人・法人等。
- 会議所の伴走支援を受けながら、積極的・主体的に開業・事業展開を目指す方。

【資格等】

- 出店する業種によっては特定の許可を出店者自身が有している必要があります（出店時までには取得していれば可）。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する場合は出店できません。
- 国税及び地方税を滞納している方は出店できません。

【店舗住所】

白雲館 2F ギャラリー （近江八幡市為心町元9-1）

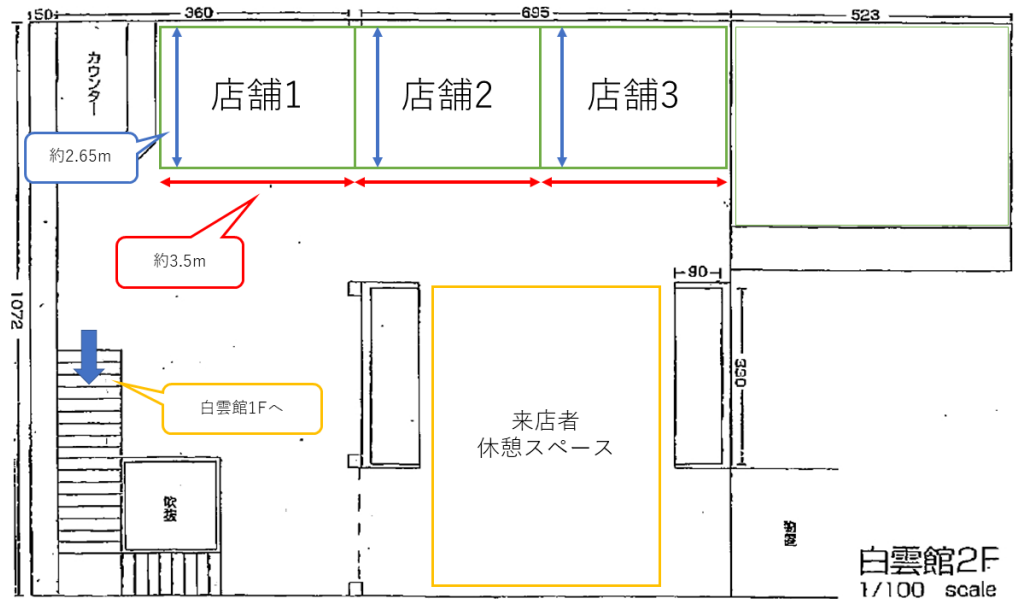
【店舗スペース】

店舗1・店舗2・店舗3（各約3.5m×2.65m）

- 各店舗に1か所以上、電源コンセントがあります。
- 電気使用容量の大きいものはご使用いただけない可能性があります。面談時に使用する電気機器を確認します。
- 区画単位で貸し出します。出店が許可された店舗スペース以外の場所に商品等を置くことはできません。
- 机・椅子・パーテーションは貸し出し可能です。それ以外の什器類などは各自で

ご準備いただきます。

- 店舗 1. 2. 3 に条件的な違いはほとんどありません。そのため、原則店舗の位置は会議所が決めさせていただきます。
- ご希望の方は店舗の下見が可能です。商工会議所までご連絡ください。
- テナントは一般社団法人 近江八幡観光物産協会が管理しています。



【選考方法及び手順】

- ① 出店希望者は、会議所公式 HP 内に設置の WEB 申込フォームにて申込を行います。会議所は申込を確認後、出店者に個別に連絡をします。
- ② 会議所は出店希望者に対し、会議所にて面談を行います。
- ③ 出店希望者は会議所に対し出店計画・必要書類等を提出します。
- ④ 出店希望者へは、出店計画・面談の内容をふまえ、会議所より出店の可否の通知をさせていただきます。
- ⑤ トライアルショップの出店前、出店中、出店後において、会議所による経営指導等を行います。

【開催期間】

令和 5 年 7 月 3 日(月)～9 月 29 日(金)

※ただし 7 月 17 日(祝)、8 月 11 日(祝)～8 月 13 日(日)を除く。

- ・上記期間内で任意の日付で出店していただけます(最低出店期間は後述)。
- ・申込は先着順で受け付けます。店舗位置、日程がご希望に沿えない場合があります。
- ・店舗に空きがある限り申込を受け付けます。

【出店要件】

週1回以上、計4週以上を最低出店期間とします。

また、出店期間のうち、1回以上、平日の出店をお願いします。

例) 水曜・土曜の出店を、計4週にわたって行う。→可

毎日の出店を、1週間のみ行う。→不可

【営業時間】**●営業時間は遵守してください**

9：00～17：00（事前準備・片付けの時間含む）

- ・上記時間内で任意の営業時間を定めていただけます。
- ・店舗における商品、什器などの個人の資材は、出店日ごとに撤収していただきます。連続して借りる場合は置いておくことも可能ですが、開店、閉店に関わらず出店料金が発生します。また、物品の盗難、紛失、火災等の災害による消失について、主催者はその責任を負わず、保証等もいたしかねます。商品等の管理は、出店者各自が責任をもって行ってください。

【出店料（1日あたり）】

	1日あたり
店舗 1. 2. 3	500円（税込）

※出店料金は使用日数単位で発生します。

※上記金額は通常の使用料から会議所が補助をした後の金額です。

【販売手数料】

	税込売上に対して
全ブース	10%

※販売手数料は出店期間の総売上に応じて発生します。

※毎日の来店者数・売上を記録していただきます。

【その他出店者負担】

- ・仕入れの費用、人件費、独自で行う広告宣伝費、飾り付け、陳列ケースや棚等については出店者の負担で設置することとします。
なお、店舗壁面は画鋸の使用はできません。
- ・白雲館に併設した駐車場はありません（搬入出時のみ車の横づけ可）。出店者は店舗から徒歩5分の協力店駐車場（「和た与」第2駐車場）をご利用いただけます。

【遵守事項】

- 出店品の搬入、搬出並びに出店準備は、出店者において行ってください。
- 利用中および設営撤去の際は、安全確保を各自で行ってください。
- テナント内にゴミ箱はありません。ゴミは店舗ごとに毎日持ち帰り、環境美化に努めてください。
- 店舗内の適切な管理と、周辺部の美化、清掃活動の実施にご協力をお願いします。
- 閉店する際や店舗を離れる際は、主催者に連絡を取り、盗難やいたずら被害の防止に努めてください。
- 飲食物の出品予定者は、事前に保健所の許可を得る必要があります。また、食中毒などが発生しないように十分注意してください。
- 出店に際して生じたトラブルは出店者が一切の責任を負うものとします。
- 出店者が原因である事故等は、自己責任で賠償等の対応をお願いします。
- 許可された施設、附属設備等以外のものを使用しないでください。
- テナント内は原則飲食禁止です。
- 許可を得ずに火気を使用しないでください。
- 許可を得ずに貼紙をし、又は釘や画鋲を打ち込まないでください。
- 建物内、建物周辺は禁煙です。
- 危険物、動物類（身体障害者補助犬等を除く。）又は不潔物の持込は禁止します。
- 決済手段は現金のみとなります。ただし、出店者が独自にクーポンを発行する、決済手段を持ち込む等は可能とします。
- 出店日・時間・内容などに変更がある場合は速やかに会議所に連絡してください。

☆新型コロナウイルス等の感染症対策について

トライアルショップ営業時の新型コロナウイルス感染症等の対策は、原則出店者の責任で行っていただきます。来店者の検温、アルコールの設置、マスクの着用等、各出店者の判断において必要な対策を講じてください。

☆良心的な出店行為をお願いします。トライアルではありますが「事業者」としての自覚をもって接客・販売を行ってください。悪質な場合、会議所から指導を行うことがあります。改善が見られない場合は即時出店停止をいただく場合があります。

【問い合わせ先】

近江八幡商工会議所 0748-33-4141（担当：山井・青山）

〒523-0893 滋賀県近江八幡市桜宮町 231 番 2